

「その思い 投票しなきゃ 伝わらない。」

12月24日(日)は 富士市長選挙の投票日です

投票時間 7:00～20:00

「勢子辻の一部」及び「かぎあな」区域は18:00まで



投票できる人

次の条件を満たしている日本国民

① 年齢 平成11年12月25日以前に生まれた人

② 住所 平成29年9月16日以前に富士市に住民登録を済ませ、引き続き富士市に住所を有する人

◆市内で転居した人

12月1日(金)までに転居届を提出した人は、新住所地の投票所で投票できます。12月2日以降に転居届を提出した人は、旧住所地の投票所での投票になります。

◆市外へ転出した人

投票日前に市外へ転出した人は、投票できません。ただし、12月18日以降に市外へ転出する人は、期日前投票ができる場合がありますので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所入場券

投票所入場券を郵送します。1通の封書に最大で一世帯6人分まで入っています(世帯内に投票できる人が7人以上いる場合は、2通郵送します)。

投票の際は、自分の名前が記載されている投票所入場券を切り離し、投票所欄に記載されている投票所へお持ちください。

※届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていて、投票できる条件を満たしていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

投票所の変更にご注意ください

前回の10月22日(日)に行われた衆議院議員総選挙で、地区の行事などにより投票所が変更になった区域(広見まちづくりセンターは除く)の人は、これまでの投票所に戻りますのでご注意ください。

※前回、広見まちづくりセンターで投票した区域の人は、変更ありません。※自分の投票所は、投票所入場券で確認してください。

【投票所が変更になる区域】

変更になる区域	前回の投票所	→ 今回の投票所
東比奈町2の一部、東比奈町3、中比奈町1～3、西比奈町1～3	昭和幼稚園	吉永第一小学校体育館
宇東川町1～3、宇東川本町、西滝川町、原田町1～4、原田本町、吉原中島町1・2	原田小学校体育館	原田まちづくりセンター
中野町1・2、大久保町、大淵町1～3、八王子町1・2、八王子本町、穴原町1・2、境町、大峯町	大淵第一小学校体育館	大淵まちづくりセンター
上町、瀬戸河原の一部、富士緑ヶ丘、浦町、林町、新町	岩松中学校体育館	岩松小学校体育館
天間南の一部、天間北1・2、天間川坂、天間東	天間幼稚園	天間まちづくりセンター
相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町	富士川第一中学校体育館	富士川ふれあいホール

当日、投票所に行けない人は…

期日前投票

投票日に仕事がある人や、旅行へ出かける人、入院予定などの理由で投票日に投票所へ行けない人は期日前投票をしましょう。

期日前投票所は市内に2か所ありますが、投票できる期間及び時間が異なりますのでご注意ください。

期日前投票所／

市役所6階北側 第1・2会議室

とき／12月18日(月)～23日(土)

※土曜日にも投票できます。

投票時間／8時30分～20時

イオンタウン富士南1階
サウスコート

とき／12月21日(木)～23日(土)

投票時間／

10～19時



期日前投票所(イオンタウン富士南)

持ち物／投票所入場券

※投票日に投票所に行くことができない理由、住所、氏名などを宣誓書に記入していただきます。

※投票所入場券の裏面に宣誓書になっています。宣誓書に必要事項を記入して持参すると、受付がスムーズです(投票日当日に投票する人は記入する必要はありません)。

【投票所入場券裏面】

期日前投票 宣誓書及び投票用紙交付請求書
【期日前投票をされる方は記入が必要です】

期日前投票される方は、下記の枠内及び日付を記入してください。
事由欄は、投票日当日に投票所に行けない事由について、該当する番号を○で囲んでください。

氏名				
生年月日	明・大・明・平	年	月	日
現住所	富士市			
事由	1 仕事・学業・冠婚葬祭	3 病気・出産・歩行困難		
	2 外出・旅行・レジャー			

私は、選挙の当日、上記事由に該当する見込みなので、記載が真実であることを宣誓し、併せて投票用紙を請求します。

平成 年 月 日 (宛先)富士市選挙管理委員会委員長

不在者投票

◆指定された病院や老人ホームなどに入院・入所中の人が、直接、病院長・施設長に申し出て

ください。

◆出張などで他市区町村に滞在している人

手続などについては、早目に選挙管理委員会にお問い合わせください。
※期日前投票期間に不在者投票を行う人は、市役所にお越しください。

代理投票・点字投票

文字を書けない人は、投票所係員が代理で投票用紙に記入します。また、目が不自由で、点字を使える人は点字投票ができますので、投票所で申し出てください。

郵便などによる不在者投票

次の人は、郵便などを利用して投票できます。

- 身体に重い障害があり、投票所に行くことができない人で、法令で定められた条件を満たしている人
- 介護保険の被保険者証(要介護5)を持つ人

郵便などによる不在者投票をする人には、事前に、「郵便等投票証明書」を交付しますので、早目に申し出てください。

また、郵便などによる不在者投票ができる人で、「上肢または視覚の障害の程度が1級」の身体障害者手帳を持ち、自書できない人は、届け出をすると、代理人による代筆ができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを載せた選挙公報を新聞折込で配布します。

新聞未購読世帯の人は、最寄りの公共施設(各地区まちづくりセンター、市立各図書館、ロゼシアター、ラ・ホール富士、富士市交流プラザなど)に配置しますので、ご利用ください。

※郵送希望も受け付けますので、選挙管理委員会までご連絡ください。また、12月19日(火)以降、市ウェブサイトでもごらんになれます。

【市ウェブサイト】くらしと市政↓大切なお知らせ↓富士市長選挙

開票

開票は、投票日当日の21時30分からふじさんめっせで行います。

投・開票状況をお知らせします。

「ご利用ください。」

専用ダイヤル／☎(63)3600

市ウェブサイト／くらしと市政トップページに掲載します

HP <http://fujishi.jp>

※電話番号はよく確かめて間違いないようお願いいたします。